

会 議 録

1 会議名

平成 27 年度第 1 回上越市環境政策審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 会長・副会長の選出について（公開）
- (2) 部会の設置について（公開）
- (3) 部会員の選出について（公開）
- (4) 平成 27 年度環境関連主要事業について（公開）
- (5) 年間スケジュールについて（公開）
- (6) その他（公開）

3 開催日時

平成 27 年 6 月 26 日（金）午前 10 時から正午まで

4 開催場所

上越市春日謙信交流館 集会室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

委 員：田村 三樹夫、濱 祐子、山縣 耕太郎、山本 敬一、黒崎 裕人、
高橋 喬、矢頭 治、小澤 洋一、小池 作之、東條 邦俊、山崎 哲、
小熊 恵子、栗原 政義、鈴木 宏始、石川 總一、井部 辰男、
小山 貞榮、鳴海 榮子、古澤 和子

事務局：黒木自治・市民環境部長、村山環境保全課長、山田生活環境課長、
小林環境保全課副課長、石塚生活環境課副課長、
川上生活環境課副課長、池田生活環境課副課長、佐藤環境計画係長、

田村環境学習係長、新保環境対策係長、玉井衛生環境係長、
小酒井リサイクル推進係長、久野施設整備係長、渡辺主事

8 発言の内容

(1) 会長・副会長の選出について

(事務局) 「資料1 上越市環境政策審議会について」に基づき説明)

上越市環境政策審議会規則第2条第2項により、「会長及び副会長は委員の互選により定める。」と規定されている。

(田村委員) 事務局案の提示をお願いします。

(事務局) 会長を山縣委員、副会長を井部委員にお願いしたい。

(他委員) (異議なしの声)

(事務局) 会長を山縣委員、副会長を井部委員に決定する。

(2) 部会の設置について

(事務局) 「資料2 環境政策審議会部会の設置について(案)」に基づき説明)

(山縣委員) 資料2について質問や意見はないか。

(他委員) (質問・意見なし)

(3) 部会員の選出について

(事務局) 「上越市環境政策審議会委員名簿(事務局案)」に基づき説明)

(山縣会長) 事務局案について質問や意見はないか。

(栗原委員) 事務局案では、自分はどちらの部会にも所属していないが、環境マネジメントシステム部会に所属させてほしい。

(事務局) 環境マネジメントシステム部会の委員は、5人をめどとしているため、参加してもらうことはできないが、親会である環境政策審議会に参加していただく。

(小山委員) 資料2の「JMS」と名簿の「EMS部会」は関連があるのか。

(事務局) 「EMS」とは環境マネジメントシステムの略である。上越市がISOの認証を取得しているときから、「EMS部会」として存在していたが、ISOを返上し、上越市環境マネジメントシステム(JMS)に移行してからも、「EMS部会」として継続している。「EMS部会」は、市が取り組んでいる環境マネジメントシステムの内容について、意見をいただく部会である。

(4) 平成 27 年度環境関連主要事業について

(事務局) 「資料 3 平成 27 年度環境関連主要事業について」、「資料 4 上越市第 3 次環境基本計画 (概要)」、「資料 5 大型鳥獣の出没状況等」、「資料 6 上越市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)」、「資料 7 上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業について」に基づき説明)

(山縣会長) ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(鈴木委員) 資料 3 の「1. 環境総務費」の中に、「環境影響評価会議を開催します。」とあるが、これに該当する案件は今年度予定されているのか。

また、7 ページ「8. し尿処理」の「(1) し尿処理事業」のなかに下水道汚水処理は含まれているか。

(事務局) 環境影響評価会議の開催は、県条例に基づく環境アセスメントが実施された場合に、県知事が該当する自治体の長に意見を求めるため、その意見を形成するために、専門家の方々からご検討いただくという会議である。今年度は環境影響評価に該当する案件がないため開催の予定はないが、緊急の案件が生じた場合は、ただちに対応が可能なように予算措置と委員の委嘱は行っている。

2 つ目の質問について、「8. し尿処理」のなかにいわゆる公共下水道の汚水処理は含まれていない。しかし、農業集落排水施設から発生する汚泥については、し尿処理事業として上越市汚泥リサイクルパークに持ち込まれ汚泥処理をしている。

(黒崎委員) 資料 3 の 6 ページ「(3) ごみ処理対策事業」のなかに、「新たな最終処分場の整備に努めます。」とあるが、平成 17 年に旧上越市の薬師山最終処分場の埋め立てが終了し、それ以降、10 年間処分場がないという事態が続いている。それに関連して今日まで焼却灰や不燃ごみが、出雲崎町や山形県、群馬県に搬出されている。出雲崎の処分場もいっぱいになり、さらに新たな処分場の建設をお願いせざるをえないという深刻な状況が、市民には伝わっていないのではないか。ごみの削減やリサイクルについては伝わっていると思うが、自ら処分できない状態が 10 年も続いていて、最終処分場建設の具体的な場所の選定が明確になっていないという状況があるということを、いろんな広報の媒体を通じて、市民にこの深刻さを伝えてほしいと思う。

(事務局) 当市としては、現在十分な大きさの最終処分場は持っていない

い状況である。そうしたなかで、一定の地域において、建設にむけて関係者と協議を進めているところであるが、現在までの間、合意にいたっていないという状況である。何とかしなければならぬ大きな問題だという認識は持っているが、デリケートな問題でもあるため、市としては今後も関係者と協議を行い、協力をいただけるよう努めていきたい。

(黒崎委員) 事務方の苦勞はわかるが、市民にもっと声を大にして伝えてほしい。

(鈴木委員) 資料4の環境基本計画について、9ページの体系の施策の中に「推進」や「防止」という言葉があるが、具体性に欠けるのではないか。具体的な進め方や目標、スケジュール、担当を決めてやらないといけないのではないか。

(事務局) 今回の資料は、体系のみを記述させていただいたが、基本計画のそのものには、市民・事業者・行政として取り組むべき内容、あるいは環境配慮指針など、わかりやすく具体的な例を用いて表現してあるので、本編ならびに概要版で確認いただきたい。製本後、委員の皆様にも配布する。また、すでに市のホームページには掲載している。

(石川委員) 資料3の「2.生活環境費」に関して、昨日青田川の清掃活動を行ったが、草が生い茂っていて、ごみが拾いづらい場所があった。場所によっては、身の丈以上の草が生えている場所がある。県に年1回草を刈ってもらっていて、各町内においても草刈りを行っているが、住民の高齢化が進んでいて大変な作業となっている。県庁に伺って年2回草刈りを行っていただけないかとお願いしたいが、なかなかそういうわけにもいかないのか、生活環境費を使って、年1回市で草刈りを行ってもらえないか。

(事務局) 河川管理は河川海岸砂防課の所管であり、生活環境費で青田川の草刈りを行うことは難しいが、担当課にご意見をお伝えする。

(5) 年間スケジュールについて

(事務局) 「資料8 上越市環境政策審議会年間スケジュール(案)」に基づき説明)

(山縣会長) 資料8について質問や意見はないか。

(山縣会長) 「ごみ処理等に係る事業の改善に関する協議等」とは簡単にどういう意味か。

(事務局) 昨年 1 年間かけて、上越市の事務事業について総点検を行った中で、生活環境課が所管するいくつかの事業が、見直し・廃止の評価になった。それらについて、整理したものをご検討いただきたい。

(6) その他

(事務局) 次回の審議会は、8 月を予定している。また、各部会については、7 月 13 日 (月) に開催する。

(山縣会長) 他に意見・質問がなければ、これで議事を終了させていただきたい。

9 問い合わせ先

自治・市民環境部環境保全課環境計画係 TEL : 025-526-5111 (内線 1524)

E-mail : kankyo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。